

会議名称	平成21年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成21年7月28日(火) 14時00分～16時30分	
場所	杉並区役所 分庁舎3階	
	委員	江藤会長、井上委員、今村委員、櫻田委員、柴田委員、菅沼委員、谷委員、富岡委員、藤本委員、岩田委員、河野委員、斉藤委員、鈴木委員、中村委員、増田委員、小幡委員、茶谷委員、土井委員
	実施機関	森区民課長、井上防災課長、黒瀬保健福祉部管理課長、井山杉並福祉事務所長、和久井高齢者施策課長、原田介護保険課長、南雲国保年金課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、有坂情報システム課長、中島法務担当課長
傍聴者	1名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 平成21年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>・資料2 平成21年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項</li> <li>・資料3 杉並区情報公開・個人情報保護審議会について[制度概要・関係例規]</li> </ul>
	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・資料4 電子申請の拡充について</li> <li>・委員名簿</li> </ul>

【会議内容】

- 1 委嘱状の交付、副区長のあいさつ
- 2 審議会委員自己紹介、事務局職員自己紹介
- 3 会長、職務代理の選出
- 4 審議会所掌事項について
- 5 平成21年度第1回会議録の確定
- 6 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第6号	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条の規定に基づく報告	報告了承
報告第7号	平成20年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告了承
報告第8号	平成20年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	報告了承
報告第9号	平成20年度 中央電子計算組織処理状況報告	報告了承
報告第10号	平成20年度 小型電子計算組織利用状況報告	報告了承
諮問第10号	災害時要援護者支援対策に関する業務の外部提供について(新規)	答申
諮問第11号	生業福祉資金貸付に関する業務の外部委託について(新規)	答申
諮問第12号	女性福祉資金貸付に関する業務の外部委託について(新規)	答申

(裏面につづく)

諮問第 13 号	高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について (新規)	答 申
報告第 11 号	長寿応援ポイント制度に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第 14 号	長寿応援ポイント制度に関する業務の外部委託について(新規)	答 申
諮問第 15 号	長寿応援ポイント制度台帳管理に記録する個人情報の項目について(新規)	答 申
報告第 12 号	介護保険サービス事業所助成金交付に関する業務の登録について (新規)	報告了承
諮問第 16 号	独自減額申請者台帳管理に記録する個人情報の項目について (新規)	答 申
諮問第 17 号	国民健康保険システムに記録する個人情報の項目について(追加)	答 申

<p>政策法務担当部長</p>	<p>ただいまから「平成 21 年度第 2 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開催したいと存じます。本日の審議会は、任期満了に伴います委員改選後、初めての委員会ということになりますので、会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の審議会につきましては、席上にお配りしています会議次第に基づきまして進行させていただきたいと存じます。</p> <p>次第の 2 に移ります。委嘱です。改めまして、本日は大変ご多忙の中、またお暑い中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。また、皆様方には今期の審議会の委員をお引き受けくださりまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>委嘱ということで皆様方にお渡しをさせていただきます委嘱状につきましては、本日席上にご用意をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。この度の委嘱に当たりましては、区長の山田から挨拶をさせていただく予定でしたが、急遽予定が入りました。そこで、松沼副区長から挨拶をさせていただきたいと存じます。</p>
<p>副区長</p>	<p>副区長の松沼でございます。いつもお世話になっております。いま部長から挨拶をさせていただきました。この杉並区情報公開・個人情報保護審議会の委員に新たになっていただく方、あるいは引き続きお願いいたしている方々がいらっしゃいますが、私どもといたしましては、この審議会は区政の中で非常に重要な役割を担っていると考えています。言うまでもありませんが、昭和 62 年に情報公開条例及び個人情報保護条例を同時に制定するというので、それ以降この審議会が情報公開はもとより、個人情報保護に対して区民の不安を払拭するための機関として、あるいは様々な監視、提言の機関として、活動されてまいりました。この審議会のおかげをもちまして、区政に対する信頼も高まってきていると思います。これはさらに過去に遡れば 30 年以上前になりますが住基システムを初めて導入した際に、区民の中での議論がいろいろありました。賛否両論さまざまな意見の中で、第三者機関の必要性があるということで設置し、いろいろなチェックあるいはその提言があった訳です。そういった伝統を引き継いで昭和 62 年以降皆様方のご活躍、ご活動によりまして、個人情報保護に対する信頼感、区政に対する信頼感がここに来て高まってきていると考えています。そういう点で、先ほど申し上げましたように皆様方、そして皆様方の諸先輩の方々のご活躍によりまして、私どももまた気が付くところもありますし、さまざま勉強するところもありました。そういう点で、この審議会の委員の任期は 2 年間ですが、またひとつ皆様方のお力をお借りして、十分な議論をしていただければ本当にありがたいと思っています。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
<p>政策法務担当部長</p>	<p>続きまして、次第の 3 に移ります。今期の委員の皆様は、簡単で結構ですので自己紹介をお願いいたします。なお、本日は柳澤委員と高橋委員から</p>

	欠席のご連絡を事前にいただいております。席上にご配付をいたしました委員名簿の順にどうぞよろしくお願ひいたします。
委員	各委員から自己紹介
政策法務担当部長	どうもありがとうございました。続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。
事務局職員	事務局職員から自己紹介
政策法務担当部長	誠に申し訳ございませんが、副区長は所用がございますので、ここで退席をさせていただきたいと存じます。 続きまして、次第の 4 に移ります。会長の選出です。情報公開・個人情報保護審議会条例で「会長は委員の互選により定める」と規定されておりますが、いかがでしょうか。ご意見がございましたら、いただきたいと存じます。
委員	首都大学東京名誉教授の江藤先生を推薦させていただきます。江藤先生は、永らく本審議会の会長をお務めでございますし、そのため運営を大変熟知されておられます。また、法律の非常に見識の高い方でございますので、本審議会の会長として誠に適任と存じます。
政策法務担当部長	ただいま、江藤委員を会長にというご意見を頂戴いたしましたが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
政策法務担当部長	それでは、江藤委員に会長をお願い申し上げたいと存じます。
会長	ただいま会長に指名をいただきました江藤です。だいぶ年ですし、時々不明瞭なことがあるかと思いますが、年に免じてお許しいたきまして、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。
政策法務担当部長	これからの進行は、会長のほうでお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。
会長	それでは、会長職の職務代理を選出しなければなりません。毎回お願いしております、2 人とも法律屋で申し訳ないような気もしますが、弁護士の小幡委員をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。小幡委員、よろしくお願ひします。 それでは資料 3 審議会の所掌事項について、事務局から説明をお願いしたいと思ひます。
<b>審議会の所掌事項について</b>	
法務担当課長	審議会の所掌事項について説明する。
会長	どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問はありますか。特にありませんか。 次に進みます。会議録の処理方法、会議録の確定について、いままでどうやってきたかという経過も踏まえて、事務局から説明をお願いいたします。

法務担当課長	会議録の作成方法について説明する。
会長	いかがですか。特にご意見はありませんか。それでは、従前どおり会議録については進めることにいたします。 前回の会議録について、何か訂正等ご意見はありますか。特にありませんか。事務局から何かありますか。
法務担当課長	特段ございません。細かいことですが、漢字の使い方で少し訂正等あるかもしれませんが、内容は変わりません。そういったことについては、ご容赦いただきたいと思います。趣旨が変わらない程度のことです。
会長	そのようにしていただきたいと思います。 報告・諮問の審議に入る前に、諮問文の読み上げをお願いします。
政策法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
会長	報告事項の第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号について、説明をお願いします。
<b>報告第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号</b>	
区民課長	報告第 6 号について説明する。
法務担当課長	報告第 7 号、第 8 号について説明する。
情報システム課長	報告第 9 号、第 10 号について説明する。
会長	どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありますか。
委員	2 頁の住民基本台帳に係るところでわからないというか、説明をお願いします。住民票の記載等の第 7 号に 3 つ書いてあって、下のほうに「軽微な修正」とありますが、どういうものが軽微なのか。軽微ではないものもあるのかなど。その辺の中身のことで。それと、「資料 2」の 2 頁目の「住民基本台帳カード」欄の第 7 号の下から 2 つ目ですが、送信に関わってカードの「効力の喪失（廃止）」と「返納（回収）」がありますが、これはどういう事態にどのようなことが起きて、こういうことになったのかについて教えていただけたらありがたいと思います。
区民課住民記録係長	「軽微な修正」ですが、住民票の一部を修正するということです。住基カードを作っていただいて、さらに住基カードに電子証明書というのを格納していただいている方がたくさんいらっしゃいます。イータックスなどでインターネットを通じて電子的な手続きをする際に、ご本人を確認するための電子証明書というのを格納しますが、その電子証明書はご本人のお名前が変わったり住所が変わったりすると、すべて失効してしまいます。戸籍の電算化に伴って、名前の字体をいままで誤字だったものを正字にするとか、本当に電算化に伴うものという場合には、その電子証明書を失効させずに済むように、「軽微な修正」という項目で修正することが出来るということが一応住基法に書いてありまして、できる限り区民に不利益のないようにという手続です。 次に第 7 号の住基カードの効力の喪失（廃止）ですが、例えば住基カー

	<p>ドを落として無くしてしまった場合、第7号の上から2段目に住基カードの紛失届出というのがあります。ここにお電話をいただいて、「住基カードを落としてしまったのですが」と言うと、とりあえず使えないように一時停止をします。その後、窓口へ届出に来ていただいて、第7号の下から2つ目の住基カードの効力の喪失（廃止）の届けをしていただきます。廃止の届けの時には、当然カードを無くしてしまっていますので、カードの回収はせずに廃止いたします。それと比べまして、第7号のいちばん下書いてある住基カードの返納というのは、「もう自分は住基カードを使いません」という場合でカードをお返しいただいて、カードの回収も全部するのが回収ということになります。</p>
委員	わかりました。
会長	ほかにありますか。
委員	<p>一度に言いますが、8頁の情報公開の内容及び処理状況の中で、148では「杉並立区推進本部会資料」とありますが、「教育立区推進本部」とは違うのか。違うとすれば、どういう推進本部なのかを教えてくださいということです。</p> <p>小型電算機で15頁の70に「公的個人認証サービス」というのがありますが、どういうことなのか。</p> <p>17頁の166に「第一種臨時職員事務処理」という名前がありますが、この第一種臨時職員というのはいったいどういう職員なのか。</p> <p>もう1つは19頁の261に「省エネルギー届出書受付台帳管理システム」がありますが、この省エネルギー届出書受付云々というのはどういうことをどういうふうに行っている仕組みのことなのかについて、大変申し訳ないですが教えてくださいと思います。</p>
法務担当課長	まず1点目、8頁の148の「杉並立区推進本部会資料」ですが、ご指摘のとおり教育立区推進本部会のことです。大変失礼いたしました。
委員	「教育立区」ということであればわかりました。
区民課長	次に、15頁の70の公的個人認証サービスは、住基ネットの住基カードにプラスして入れる電子認証のことで、主にイータックスで確定申告をする場合に、インターネット上で自分でやるとするか、電子認証をするというサービス。要は住基カードにプラスして、電子上、インターネット上で認証を行うためのサービスということなんです。
情報システム課長	<p>そのほか、小型計算組織のほうでご質問いただいたところで、17頁の166の第一種臨時職員事務処理は、第一種と第二種ということで、雇用の時間含めまして、たしか雇用形態の違いがあったと承知しています。細かいことは主管課長がおられませんので申し訳ありません。答弁できません。</p> <p>併せまして、19頁の261の省エネルギー届出書受付台帳管理システムについても、建築課長がおられませんので、こちらの内容についてもお答えできません。申し訳ありません。</p>

委員	あとで教えてもらえますか。それでしたら結構です。
会長	ほかにありませんか。
委員	<p>報告 6 と 7 の関連で、2 点だけお尋ねします。報告 6 の 2 頁の広域交付住民票の第 3 号と第 4 号に関連しますが、下にそれぞれ括弧書きで、第 3 号は他区市町村の住民が杉並区の窓口で住民票を取った場合、第 4 号は杉並区民が他区の市町村で住民票を請求した場合と書いてあるわけです。具体的に、杉並区の住民が他区で取ったり、他区市町村の住民が杉並区の窓口で住民票を取る理由というか、具体的な事例で主なものかわかればお知らせいただきたいです。</p> <p>報告 7 に関しては、請求件数が(1)の一番下に平成 19 年度は 116 件、平成 20 年度は 168 件と 52 件増えていますが、その増えた内容についてわかればお知らせいただきたいです。以上 2 点です。</p>
区民課長	<p>最初の広域交付住民票はどういった場合に取りかということですが、取る際の理由までは把握はしていませんが、往々にしてよく取られるのは、例えば杉並区民の方の会社が、新宿区なり千代田区など都内にあって、何らかの関係で会社に住民票を出す事情が生じた場合に、そこで取ることが考えられます。そういった考え方もあって、都心区では、広域交付住民票の手数料が高かったり、そのようなことをしているところもあります。</p> <p>逆に、同じように、杉並区内に他の区から働きに来ていて、何らかの事情で住民票などを出す際、容易に取れるからとか、または届出先の法務関係や取引不動産の取引の関係で、どうしても現場の近くで取れない、緊急に取りたいという時に、取ることが考えられるのかなと思っています。</p>
委員	具体的にはわからないのですか。
区民課長	申請書を確認していないものですから。
法務担当課長	<p>情報公開制度の実施状況のうち、平成 20 年度の特徴として、「特例延長」の適用が当該年度で初めてございました。4 頁から 5 頁にかけて「延長中」の項目が何点かあるのですが、1 件あたりの請求の対象情報量が相当多いことによるものです。</p> <p>特例延長のほかに、いろいろな争い事に関する公開請求があります。民と民の争いももちろんあるのですが、区との係争中の案件について、多方面にわたっての、いろいろな公開請求が出てきている傾向があります。裁判になっているものもありまして、そういったことが傾向かと思えます。</p> <p>ちなみに、平成 20 年度は 7 月 10 日現在で、情報公開請求は 42 件あって、最終的には 168 件になりました。今年度は 7 月 10 日現在で 67 件あります。このままいくと 200 件近くまでになるのではないかと思います。</p>
委員	わかりました。
会長	<p>ほかにございますか。特にないようですから、報告第 6 号から報告第 10 号について、報告を受けたことにします。</p> <p>次に諮問第 10 号、諮問第 11 号、諮問第 12 号について、一括して説明</p>

	をお願いします。
<b>諮問第 10 号、第 11 号、第 12 号</b>	
法務担当課長	諮問第 10 号、第 11 号、第 12 号について説明する。
会長	ご質問、ご意見はございますか。
委員	質問は 2 点です。まず、災害時要援護者に関することです。救助活動に活用するために、消防庁に外部提供をするということですが、具体的にどのようなオペレーションで利用されていくのでしょうか。
保健福祉部管理課長	<p>消防庁から聞いている流れを紹介します。消防署に火災の通報があると、大手町の消防庁で住所情報が画面に地図情報で表示されます。そこに災害時要援護者の情報が入っていると、その家屋の部分にマークが出ます。該当する地区の消防署に連絡がいきます。総合情報システムの中で、消防署でもその画面が見られます。そうすると、該当する家屋に災害時要援護者がいることはわかるので、それに対して消防署で避難のための隊等を編成し、出場前から対応できる態勢がとれます。</p> <p>なおかつ、消防署では住所・氏名などがわかるので、出動した隊に連絡をして 4 つの詳しい情報を教えることにより、実際に消防署の隊員が速やかに救助に向かえます。もしこれがなければ出動した段階で、その近所の方にいろいろと聞いて回らなければならないので、救出が遅れます。あらかじめこの情報を得ることにより、隊の編成から救助まで速やかに取りかかれるので、人命救助等に対して非常に役に立つということになります。</p>
委員	ということは、文書情報として提供されたものを東京消防庁で地図情報と結合して、その内容とリンクして表示されるという認識でよろしいですか。
保健福祉部管理課長	紙で提供したものを、情報システムの中に消防署の職員が入力をします。それで地図情報とともに見られるということです。
委員	もう 1 つは、生業と女性福祉資金の件です。委託の条件として 10 項目の記載がありますが、仮に委託条件が守られなかった場合は、区としてはどのような対応を取るのでしょうか。
法務担当課長	これは委託の条件ですから、当然契約解除ということにはなるわけですが、いろいろな段階を踏みます。ただ解除をしても、それだけで救済されるわけではないので、原因究明などを行い、契約条項違反については、いろいろな手段を講じ、併せて違反が明確になった場合に、契約は解除に至ると考えます。
委員	それは委託契約の際に、そういったことは取り決められるという認識でいいのですね。
法務担当課長	説明が不足していて申し訳ありません。先ほど資料 3 で少しご紹介したのですが、41 頁に「個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン」があります。杉並区でも過去に事件が発生したこともありますので、このようなガイドラインを策定しました。これはあくまでもガイドライン



	<p>ですので、各主管課でこのガイドラインに即して、それ以上のことを仕様書で定めていくこととなります。先ほど資料2の26頁の外部委託記録票で、このガイドラインに即した条件を10項目付していくと申し上げましたが、その一番上に「個人情報の適切な管理」というものがあります。その中でも6点ほどの項目を掲げております。例えば委託契約の相手方の規模によっては企業内で研修もやるようにとか、こういったものまでを指定する形になっています。</p> <p>委員のご指摘の部分については、48頁に「事故発生時の報告」というものがありまして、こういった手続きをあらかじめ定めさせることになっています。いろいろな不測の事態が起こった場合は、こういった特記仕様のガイドラインに基づいて、まず委託先から区へ連絡がきて、事故対応を行っていきます。そのほか8点目には、個人情報の取扱いの立入調査があります。「危ない」という情報が入った段階で、区は事前に調査をしていく形で対処しているものです。</p>
委員	<p>「災害時要援護者支援対策に関する業務」のデータ送信の件です。まず、この情報はどのような頻度で更新されていくのでしょうか。例えば半年に1回とか、その辺の取決め、連絡は来ているのでしょうか。</p> <p>もう1つは、消防庁でデータ入力をして、紙媒体はロッカーに保管するということです。データ入力したのも紙出力はしないとか、さまざまなIDなどがあるのですが、これがしっかりと守られているか、管理されているかどうかは、区ではどのようにして把握される予定なのでしょうか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>更新については、消防庁から年1回の更新ということで依頼が来ています。</p> <p>消防庁の情報管理体制の確認については、消防庁の管理規則があるので、それを遵守していただくのはもちろんなのですが、区からも必要に応じて立ち入りなり、状況を確認させていただくことは考えています。</p>
委員	<p>26頁の委託に係る個人情報の項目の⑥の「印影」というのは、どのような印影を言っているのですか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>委託事業者に契約書のコピーを渡すので、そこに印を押しますので、当然印影が入っているということで、提供する情報に入れているわけです。</p>
委員	<p>外部に契約書は渡さないのですね。</p>
保健福祉部管理課長	<p>契約書は渡しません。契約書のコピーを渡します。</p>
委員	<p>そうすると、ここに情報の項目がありますが、そのコピーにそれ以外のものは、個人情報として入っているのですか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>入っていないと考えています。印影等も含めて、そこに情報が入っているということでここに載せているわけで、それ以外の情報は入っていません。</p>
委員	<p>諮問10での危機管理の関係です。消防署の依頼によって提供ということですが、消防署のほうからいうと、依頼をしてこのような情報を出しても</p>

	<p>らえる根拠はあるのでしょうか。</p> <p>もう1つは諮問11、諮問12にかかわるのですが、26頁の外部委託のところにある「民間債権回収事業者」というのは、全国組織なのでしょうか。遠隔地の人についても書いてあるので、その回収事業者が全国組織なのかどうかです。実務はその債権回収事業者が行うのでしょうかけれども、区はどのようにかかわるのでしょうか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>消防署からの依頼の根拠は、12月18日付で石原都知事名で「必要な情報の提供について」という依頼が来ています。その中で、「本件は消防組合法第27条第1項の規定に基づき、特別区の消防の管理者として依頼するものです」と根拠が書いてあります。なおかつ、この情報提供については、23区に対してこのような情報提供を依頼したいということで、東京都の個人情報審議会に3月にかかっています。そちらで了承されています。</p> <p>債権回収事業者が全国組織かどうかについては、全国組織の事業者でないと、杉並区の債務者に対しての債権回収は難しいので、全国組織を持っている債権回収事業者に依頼したいと思っています。それを委託するときの条件に入れたいと思っています。</p>
地域福祉推進担当係長	<p>区の職員のかかわりについては、基本的には契約が済んでから情報提供をして、委託業者に業務の説明をします。その上で、債権回収をしていただく前に、区から「このような業者が債権回収をするので」という通知を対象者にお送りします。そのあと業者が電話、訪問、文書なりで確認をしながら、督促行為をして回収することになります。その間には随時報告がありまして、債務者とコンタクトしていくうちで、特別に区に報告したほうがいいことはときどき発生しますが、その場合に区に報告があつて、それに対して対応をする形になっています。あと業者が回収した債権について、月1回の形で区に歳入する予定です。</p>
委員	<p>確認です。債権回収の外部委託は、いつ、どこで、誰が決定したのですか。</p>
法務担当課長	<p>今回の各業務の外部委託に関しては、「杉並区行政サービス民間事業化提案制度」に基づく採択事業です。それに基づいて採択をして、この部分については区でそれぞれ意思決定して、実行することになりました。</p>
委員	<p>これは議会のどこに報告しているのですか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>この生業資金の委託については、今回審議会の上をいただきましたら、保健福祉委員会で報告する予定です。</p>
委員	<p>審議会に諮る前段として、業者の回収率や対費用はどうか。このような大きな問題が横たわっているのです。手続的にどうかという、正当性と妥当性について伺っているわけですが、その辺の見解はいかがですか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>当然議会にはお話をしなければいけない事項です。ただ、ここでの大きな問題は、個人情報を外部的提供することの適否についてです。審議会では</p>

	<p>ずご了解を得ないと、議会に諮っても事業が進められません。そのため審議会で先ずご審議いただく、ということでやらせていただきました。</p>
委員	<p>言葉を返すようですが、個人情報と同時に、その中身を並行的に審議を進めて然るべきではないかという感じを持っています。それだけは意見を申し上げておきます。</p>
委員	<p>23 頁ですが、個人情報保護が重要なことは十分にわかります。さて、個人情報を、いかにして、どなたが、具体的に集めてやっておられるのか。ここに平成 21 年 6 月で 2 万 777 人からいるという報告も出ています。町内会などの防災会では、事あるごとに、一人暮らし、障害者あるいはあそこに高齢者で動けない人がいるということは、ご近所同士は知るよう努めて、頭の中には染みついてわかるのですが、それを性別、住所、氏名の情報を聞き出すことは、知っている人はわかるのですが、聞きにくいことです。これはどなたがやっておられるのでしょうか。それと、具体的には、町内会から大勢の民生委員が出ているので、そういった方たちに収集努力をお願いしている状況です。しかし、これだけの組織としては、区としてはどのようにして把握しておられるのでしょうか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>災害時要援護者の情報については、平成 19 年度から仕組みを変えています。簡単に言いますと、要介護認定者、障害者などの行政情報で原簿を作っています。それは前の審議会でご了承いただいている件です。原簿を作って、災害時に区長の判断でその情報を提供するという仕組みを作っています。これは同意を得ないで行う情報提供の仕組みです。</p> <p>そのほかに、その原簿を基に、「助け合いネットワーク」というものがあります。これは「手挙げ方式」です。災害時要援護者の方で、何かあったときの安否確認や避難の支援をしてもらいたいという方に手を挙げていただいています。これについては、原簿情報をもとに、現在勧奨を段階的にやっています。こうして、登録台帳を作り「震災救援所連絡会」に渡しています。いざ震災のときに使えるように、いろいろな訓練や震災救援所の会議の中でこれを活用して、要援護者の救助に使えるように準備をしてもらっている最中です。こうした対応については難しい部分もありますので、濃淡はありますが、そのような形で区としては進めているところです。</p> <p>ほかに、そのように区がやっている部分とは別に、地域の方が、近くに身寄りのない方や自力で避難することが難しい方がいるという情報を持って、地域の中で個々にやっていただくことはいいことだと思っていますので、それについてはそれなりにやっていただきたいと思っていますし、民生委員の方にもお手伝いをいただいているところです。</p>
委員	<p>そういった資料が出ていれば、消防庁では確かにわかると思います。それを出すまでの資料は、地域の間がしっかりとしたネットワークで申請していかなければいけないわけです。いま「震災救援所」という言葉がありました。杉並区での震災救援所というのは、学校単位のことを言っているのでしょうか。</p>

保健福祉部管理課長	そうです。
委員	そうしますと、私も学校防災会をやっていますが、震災救援所であるからということで、そういう人たちのリストアップはなかなかできないのが現状です。それは把握しておられますか。
保健福祉部管理課長	いま申し上げましたように、手を挙げていただいた方については名簿を作成して、震災救援所連絡会にお渡ししています。ですから、手を挙げてこない人については、それは個人情報ですので、仕組みの中では実際に震災が起きたときに出すということになっています。ただ、できるだけ手を挙げていただくために、行政情報を基に勧奨を進めているところです。
委員	手を挙げていただけるように、推進できるようにお願いします。
会長	ほかにございますか。なければ諮問第 10 号、諮問第 11 号、諮問第 12 号は決定とします。
委員	諮問第 11 号と諮問第 12 号について保留します。
会長	諮問第 10 号については全会一致で決定、諮問第 11 号と諮問第 12 号については、保留 1 で決定とします。ここで 10 分間休憩します。
	(休憩)
会長	大体お揃いのようなので会議を再開いたしたいと思いますが、再開の前に事務局から、先ほどの回答について補足したいという申し出がありましたので、お願いします。
情報システム課長	先ほど委員からご質問をいただいてお答えできなかった内容です。17 頁の 166 番、「第一種臨時職員事務処理」、この名称についてのご質問でしたが、これは、現在使われていない名称なのですが、「アルバイト」を意味する名称です。 同じく 19 頁、261 番の省エネルギー届出書受付台帳管理システムについてのご質問でしたが、これは「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に決められている数値を着工の 3 週間前に届け出ることになっておりまして、建物の住所、用途、規模、建物の省エネ係数の届け出を受け付けて、台帳管理をするシステムです。
会長	それでは諮問第 13 号、報告第 11 号、諮問第 14 号、諮問 15 号について一括して説明をお願いいたします。
<b>諮問第 13 号、第 14 号、第 15 号、報告第 11 号</b>	
法務担当課長	諮問第 13 号について説明する。
情報システム課長	報告第 11 号、諮問第 14 号、諮問第 15 号について説明する。
会長	ただいまの説明について、ご質問やご意見はございますか。
委員	29 頁の電算入力の数値ですが、600 活動、1 万人というのは、どういう根拠で算定したのでしょうか。
高齢者施策課長	全部の区内のいきがい活動ですとか、地域貢献活動を把握するのはなかなか難しい現状なので、町内で区が関与している活動を調査して、600 程度は区でいま把握しているのです。そして、実際には 1 万人程度の方が活

	動されているという形で把握したものです。
委員	そうすると、予算請求なども、この規模でやっているわけですね。
高齢者施策課長	ポイントの配布につきましては平成 22 年度、来年度の 4 月からポイントを配ります。シールは 10 月からお配りするのですが、ポイントはその間貯めておいていただいて、実際にポイントと商品券を交換するという事で、来年度の予算に積算する予定です。
委員	この程度で収まればいいのですが、収まらない場合は、予算を追加することはあるのでしょうか。
高齢者施策課長	いまの状況で積算しますと、年間に 4,000 万円程度がポイント交換に回るだろうという形で考えております。全部回ると 1 億円ぐらいになるのですが、全部の方がそのシールをもらう、この制度に参加するとも限りませんので、4 割程度でいま見込んでいますところでは。
委員	これも質問です。区が認定する高齢者の事業というのは、どういうことですか。いま現在ずっと、各地域社会や町会を中心に、いろいろボランティアをすべてやっていますね。やれ防災だ、防犯だ、火の用心だと、いろいろありましょ。高齢者も、うんと出て来ています。しかし、ここに長寿制度と言うからには、この 4 行目に「この制度は、高齢者が区の認定する活動に参加した場合」という文言がございます。私の聞きたいのは、区の認定する活動とは何ぞやと。まずこの辺を、中心ですのでご説明ください。
高齢者施策課長	この資料の中にはないのですが、いまこのポイントをお配りする活動として、1 つはボランティア活動のような地域貢献活動。先ほどおっしゃられた防犯パトロールですとか、清掃ですとか、そういった活動、要するに地域貢献活動。あとは高齢者、60 歳以上の方が区で実施している介護予防ですとか、健康増進の講座といったものに参加した場合、そういった活動を区が認定をする。あとはいきがい活動と言いまして、趣味でゆうゆう館などの講座に参加したり、そういった活動も対象にしていくという形で考えております。 ただ、そういう活動はいろいろな所で行われています。ボランティア活動も、そうです。そうした中で、これはポイントをお配りいただくので、ある程度しっかり管理をしていただかないといけない。どんな活動をいつやって、何枚シールを配ったのかぐらいは把握をしていただくという意味で「区が認定した活動」という言葉を使いました。ちょっときつい言葉になっておりますが、そういった意味です。
委員	いままですでにやっている事業は、あえて言わなくても、ほとんど社会貢献活動ですよ。みんなボランティアでしょう。ですから、ここで改めて長寿ポイントだということでは何かこういった形を具体化するのならば、もう少ししっかりした根拠を持って言わないと。いままでやっていた事業も、こういった形でやりますよと申請すれば長寿ポイント制度の活動

	<p>に入るのかどうかについて説明する必要があります。</p> <p>もう1つは、同じ団体の同じ仲間でも1つの事業をやり遂げたときに、誰が判断をして、「これはポイントになるよ」「これはポイントにならないよ」ということがあるわけでしょう。ポイントを判定する人は町内の人なのか、区の人なのか。然るべき資格を持った人が参加して一緒にやった場合は認定して出すのか、その辺も明確にしてほしい。これからのことでありますので、しっかりした基準をご説明ください。</p>
高齢者施策課長	<p>まず、ポイントをしっかり管理していただけるような活動団体であれば、いまやっている活動も対象になります。</p> <p>判定という形ですけれども、まず活動自体、どういう活動をするかというのは、先ほどの説明の中にありました運営委員会で、この活動はポイントを配る活動にしようとか、これはちょっと難しいとか、それは委員会で判断をします。ただ、実際にポイントを配る際に、簡単に何月何日に何枚配りましたとか、そういうポイントを管理してもらって60歳以上の方を決めていただいで、その方が配っていただくという形で考えています。</p>
委員	<p>管理する人を決めるとか、どういう基準で配るとか、その辺がポイントになると思います。まち仲間がいままで同じ事業をやってきて、急に貢献活動になったからと称しても、判定が難しいですよ。</p>
高齢者施策課長	<p>その運用については、ご相談させていただきたいと思っています。</p>
委員	<p>今まででさえやってきている貢献活動を、そのまま助長して、何もポイントが欲しくてやる人は出てきやしませんよ。まちが安全で安心ならばいいよということで、みんな前向きで出てくれますからね。とりあえず、これで結構です。</p>
会長	<p>「とりあえず」と今言われましたけれども、まだありますか。</p>
委員	<p>いえ、応援ポイント制度の趣旨には賛成できておりますので。ただ、基準の策定と運営の仕方、判定の仕方について、どうか、トラブルのないような形のマニュアルを作ってほしい、こう思います。</p>
委員	<p>今の委員の発言の関連でお聞きします。委員も町会活動をされているので、いろいろご意見があったと思うのですが、例えば具体的な話、何々町会自体が活動団体として登録はできますよね。そうすると、例えば、町会の中にまた新たな事業をやる団体ができますよね。それを統括する形で町会が存在すると、組織の中にいろいろな組織ができてしまって、その統制がとれなくなるのです。町会に個別の事業があって、活動団体として登録することよりも、町会、自治会が一本化して貢献活動だとか、支え合いだとか、いろいろな事業を統合した形で活動団体を一括して把握する、そういう形に持っていても構わない。そういうことは、どうかと思うのです。</p>
高齢者施策課長	<p>我々も地区町会、自治会、全部回ってお話は伺っているのですけれども、町会、自治会ごとに活動状況も変わっていたり、それを統一的に「町会のこの活動はボランティア活動ですね」とか、「これはいきがい活動ですね」</p>



	ターゲットに入っています。その他介護予防活動などに参加することも、この制度で、そういった活動に参加してほしいということで、このポイント制度を考えたわけなので、広く高齢者の方に参加をいただきたいと思っております。
会長	<p>いろいろ貴重なご意見が出たようですので、それらをお考えいただき進めてください。</p> <p>それでは報告第 11 号は受けたことにいたします。諮問第 13 号、諮問第 14 号、諮問第 15 号は決定ということにいたします。次に報告第 12 号、諮問第 16 号、諮問第 17 号について説明をお願いいたします。</p>
<b>報告第 12 号、諮問第 16 号、諮問第 17 号</b>	
法務担当課長	報告第 12 号について説明する。
情報システム課長	諮問第 16 号、諮問第 17 号について説明する。
会長	どうもありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問やご意見はございますか。
委員	39 頁の電算入力記録票に関わるのところなのですが、最後の 451 番で「摘要欄情報」というのは、どういうものですか。何でも書き込めるということになるように思いますが、これは記録情報の中身として、どのように理解したらいいのですか。
国保年金課長	この摘要欄に記入されている情報は、国民健康保険以前の保険、社会保険とかそういうものの加入期間等です。
委員	逆に言うと、それ以外のことはここにはないということでもいいのですか。
国保年金課長	そうです。
情報システム課長	修正するわけではないのですが、システム課でお聞きしている内容ですと、被保険者期間に空白がある場合の資格喪失日、再取得日ということでは伺っています。
会長	ほかにございませんか。ないようですので、報告第 12 号は受けたことにいたします。諮問第 16 号、諮問第 17 号は決定といたします。以上で、諮問第 15 号から諮問第 17 号については諮問のとおり決定いたしました。では答申案の配付をお願いいたします。
	(答申案配付)
会長	ただいま席上に答申案を配付いたしました。確認は終わられたでしょうか。この答申案でよければ、審議会の答申として決定したいと存じます。いかがでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、これで決定といたします。事務局から区長宛に答申を送付してください。
	(答申書を手渡す)
会長	ほかに何かございますか。
一般報告	



情報システム課長	資料 4 の「電子申請の拡充」について報告する。
会長	ただいまの説明について、ご質問等はございますか。特にないようですので、この報告、1 件だけあった一般報告を受けたことにいたします。事務局のほうで、ほかに何かございますか。
法務担当課長	次回の日程のご連絡です。今回は本年 10 月 27 日（火）午後 2 時からを予定しております。よろしく願いいたします。
会長	本日はこれで終了といたします。長い間、どうもありがとうございました。